平成31年度

第1回長崎県教科用図書選定審議会

【議事録】

平成31年4月23日(火)

 $10:00\sim12:00$

長崎県庁3階 321会議室

長崎県教育委員会

開催日時 平成31年4月23日(火)10:00~12:00

開催場所 長崎県庁3階 321会議室

委員の委嘱 別紙名簿順に沿って委員紹介。

会の成立確認 長崎県教科用図書選定審議会規則第4条2に基づき、委員20名中19名の 出席により会の成立を確認

(委員) 公正確保の観点から秘密会としてはどうか。

(委員) 異議なし。

義務教育課長挨拶 (略)

役 員 選 出 会長、副会長を選出

会長挨拶 (略)

審

議事録署名 1号委員、2号委員、3号委員の中から各1名を会長が指名の上、承認 捺印者の選出

審 議 開 始 (会 長) 議事に入る前に、この審議会は法の定めによって県教育委員会 からの諮問を受けた事項について審議し、答申するとされている。事務局に諮問文の読み上げを願う。

諮問事項確認 (事務局) 諮問文の読み上げ

(会 長) 本審議会の目的や教科書採択の仕組みについて確認したい。事務局に説明願う。

事務局説明 (事務局) ・ 本審議会の目的等について

・ 教科書採択の仕組みについて

議 (会 長) ただ今の説明について何か質問はないか。

(委員) 特になし。

(会長) 本審議会は、県教育委員会から出された3つの諮問事項につい て検討する。審議を進める上で参考になる事務局の案があれば、 それに基づいて進めたいと考えるがいかがか。 (委員) 異議なし。 (事務局) 【 追加資料1を配付 】 (会長) 時間を設けるので、一読いただきだい。 (会 長) これより、「Ⅰ 採択に関する基本方針」「Ⅱ 採択の方法」 「Ⅲ 選定資料」「IV 留意事項」について一つずつ審議してい く。はじめに、「I 採択に関する基本方針」について、事務局 に説明願う。 事務局説明 「I 採択に関する基本方針」について説明 (事務局) (会長) ただ今の事務局からの説明について、質問や意見はないか。 審 議

(委員) 特になし。

(会 長) それでは、採択に関する基本方針については、事務局案どおり でよろしいか。

(委員) 異議なし。

(会 長) それでは、次に、「Ⅱ 採択の方法」について審議を行う。 これについても事務局から説明願う。

事務局説明 (事務局) 「Ⅱ 採択の方法」について説明

審 議 (会 長) ただ今の説明について、質問や意見はないか。

(委員) 3一般図書(特別支援学校・学級用)(3)に、「(・・・<u>本年度</u> に供給可能であるかどうか十分確認しておくこと)」とあるが、 「本年度」は、後に係る言葉なので、受け止め方に誤解が生じぬ よう「(・・・供給可能であるかどうか本年度に十分確認しておく

こと)」の方がよいのではないか。 ご意見のとおりである。変更したい。 (事務局) (会 長) 本年度の位置を変更することでよろしいか。 (委員) 異議なし。 (会 長) 次に、「Ⅲ 選定資料」について審議を行う。事務局から説明願 う。 事務局説明 (事務局) 【 追加資料2を配布 】 「Ⅲ 選定資料」について説明 (会 長) 「Ⅲ 選定資料」の観点については、追加資料3の「教科、種 目の観点」と見比べながら審議したいので、追加資料3について、 事務局に説明を願いたい。 事務局説明 (事務局) 【 追加資料3を配布 】 選定資料の「教科、種目の観点」について説明 (会長) ただ今の説明について、質問や意見はないか。 審 議 「教科」と「種目」は、どう違うのか。 (委員) 例えば、国語が「教科」で、国語の「書写」が種目となる。 (事務局) 社会も同様に、社会が「教科」で、「地図」が種目である。 (委員) 了解した。 「踏まえて」「ふまえて、」「踏まえ、」等、表記上統一されてい (委員) ない箇所がある。 (会長) 「踏まえて、」で統一することに問題はないようだ。統一してよ ろしいか。

(委員) 異議なし。

- (委員) ふるさと「長崎」に、「」が付いているが、意図があるのか。
- (事務局) 前回の採択にかかる選定資料の観点において、<u>郷土「長崎」</u>と表記されていたことによる。今回、第三次長崎県教育振興基本計画に基づいて変更している。「」については、特に意図はない。審議をお願いする。
- (会 長) 第三次長崎県教育振興基本計画を踏まえての変更であれば、振 興基本計画の表記に合わせて、ふるさと長崎としてはいかがか。
- (委員) 異議なし。
- (会長) 他に質問や意見はないか。
- (委員) 特になし。
- (会長) 出された意見をもとに、一部修正することでよろしいか。
- (委員) 異議なし。
- (会 長) 次に、「教科、種目の独自観点」を設定しなければならないが、 更に専門性が必要となるため、本審議会のもとに置く調査員に任 せることでよろしいか。
- (委員) 異議なし。
- (会 長) 調査員は、審議会規則第5条の定めにより、教育委員会が任命 することになっている。事務局にお願いする。
- (会 長) 「Ⅲ 選定資料」についての審議は、以上とする。「Ⅳ 留意事項」について事務局から説明をお願いしたい。

次回の連絡

(事務局) 「IV 留意事項」について説明

審議終了

(会 長) 「IV 留意事項」について質問や意見はないか。

(会長) 意見がなければ、事務局案のとおりに決定してよろしいか。

(委員) 異議なし。

(会 長) 本日の審議内容は以上である。次回について事務局から説明を お願いする。

(事務局) 開催日時、会の内容等について説明

(会長) 以上で全ての審議を終了する。